

「流山市地域防災計画」事前協議（確認事項）意見【第2回】

震災編及び震災編附編

番号	頁		指 摘 事 項	
1	目次		<p>第2章 第4節 警察における災害通信網の整備 （重複して記載があるため1箇所を削除）</p> <p>第3章 第15節 帰宅困難者対策 第1 帰宅困難者 第15節 帰宅困難者・<u>滞留者</u>対策 第1 帰宅困難者・<u>滞留者</u></p> <p style="color:red">その他、目次と本文の項目名を合わせてください。</p>	205
2	1	1 1	<p>千葉農政事務所 千葉市中央区本千葉 10-18 （TEL）043-224-5611</p> <p style="color:red"><u>農林水産省 総合食料局</u> <u>千代田区霞が関 1-2-1（TEL）03-6744-2076</u></p>	206
3	1	1 1	<p>国土交通省関東地方整備局表内</p> <p>ア 災害予防 (カ)豪雪害の予防に関する事。 （削除）</p> <p>イ 災害応急対策 (ク)緊急を要する場合の申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 <u>（ク）災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事</u></p> <p style="color:blue">震災編のため</p>	207
4	1	1 4	<p style="color:red">郵便局株式会社</p> <p>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請あった場合の取扱いに関する事 （削除）</p> <p style="color:blue">郵便局株式会社からの依頼に基づき県地域防災計画を修正予定のため。</p>	208
5	1	1 6	<p>下記のとおり修正</p> <p style="color:red">（流山市医師会、流山市歯科医師会、流山市薬剤師会に法人格名称〔（社）等〕を記載。）</p>	209
6	2	2	<p>下記のとおり修正</p> <p>2 実施方法 イ 音声デーブ 2 実施方法 イ 音声<u>テープ</u></p>	210
7	2	8	<p>下記のとおり修正</p> <p>1 ボランティアの活動分野 (1) 専門分野に <u>被災建築物応急危険度判定</u> <u>被災宅地危険度判定</u> を追加</p>	211

8	2	18	<p>第1 危険個所の調査把握 2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 表 土砂災害危険個所一覧 表中の - 1024 西平井1 (削除)</p>	212
9	2	18	<p>下記のとおり修正 第2 警戒避難体制の整備 5 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備工 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて<u>土砂災害</u>に関する<u>情報、予報及び警報、避難勧告等</u>の伝達</p>	213
10	2	26	<p>下記のとおり修正 (2) 消防用設備等の適正化 消防対象物 <u>防火対象物</u></p>	214
11	2	53	<p>下記について修正 3 情報通信設備の整備 (2) 消防無線の整備 消防無線には、周波数別に市町村波、救急波、県内共通波、全国共通波がある。今後、広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備を検討する。 <u>(2) 消防救急無線の整備</u> <u>消防救急無線は、電波法関係審査基準において、現行のアナログ方式から、平成28年5月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成25年4月の運用開始に向けて、県域を1ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいる。</u></p>	215

1 2	2	5 4	<p>下記のとおり修正</p> <p>「防災行政無線は… また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図参照）」</p> <p>～（中略）～</p> <p>オ IPデータ伝送機能 カ 緊急地震速報受信システム キ テレビ会議システム ク 移動系通信システム ケ ネットワーク監視システム</p> <p>「県防災行政無線は… また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第2世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（災害通信連絡系統図参照）」</p> <p>～（中略）～</p> <p>オ IPデータ伝送機能 カ テレビ会議システム キ 移動系通信システム ク ネットワーク監視システム</p>	216
1 3	2	5 4	<p>下記のとおり修正</p> <p>(1) 地上系 県庁と県民センター、地域整備センター、ダム管理事務所、市町村、消防本部との間を電気通信事業者専用回線で構成する。</p> <p><u>県庁、県民センター（事務所）、市町村、及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、県民センター（事務所）、地域整備センター、気象台等の間を多重マイクロ回線で結んでいる。</u></p>	217
1 4	2	5 5	<p>下記のとおり修正</p> <p>(2) 衛星系 県庁、県民センター等の県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関との間を衛星系で構成する。また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星車載局を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多様な活用を図っている。</p> <p>(2) 衛星系 <u>県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。</u></p> <p>また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星通信車を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多様な活用を図っている。</p>	218

15	2	57	<p>下記のとおり修正</p> <p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム</p> <p>本システムは、平成9年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、～。</p> <p>「平成9年度から運用していたシステムに代わる新たなシステムであり、」 (削除)</p>	219
16	2	57	<p>下記のとおり修正</p> <p>第3 県の災害通信施設 2 千葉県防災情報システム (1)システムの特徴</p> <p>ウ 情報通信技術 (ICT) を活用した災害に強いシステム</p> <p>「各サーバの二重化に県防災行政無線をバックアップとして利用されている。」</p> <p>「各サーバの二重化に<u>加え</u>、県防災行政無線<u>回線</u>をバックアップ<u>回線</u>として利用されている。」</p>	220
17	2	59	<p>下記のとおり修正</p> <p>「図 防災情報システム構成概念図」 「図 <u>千葉県防災情報システム系統図</u>」</p>	221
18	2	60	<p>下記のとおり修正</p> <p>3 千葉県震度情報ネットワークシステム</p> <p>平成9年度から運用されている。 平成9年度から運用<u>し</u>ている。</p>	222
19	2	60	<p>下記のとおり修正</p> <p>3 千葉県震度情報ネットワークシステム</p> <p>感電器～(中略)～通じて県に配信される。</p> <p>本市では～。</p> <p><u>感電器～(中略)～通じて県庁に自動送信される。</u></p> <p><u>また、県から、気象庁(銚子地方気象台)及び消防庁(震度4以上)へ震度情報を配信する。</u></p> <p>本市では～。</p>	223
20	2	61	<p>下記のとおり修正</p> <p>「図 防災行政無線再整備ネットワーク構成概念図」 「図 <u>災害通信連絡系統図</u>」</p>	224

2 1	3	1	<p>下記について修正</p> <p>1注意配備 (1)配備伝達 副市長から注意配備の決定、 2警戒配備 (1)配備伝達 副市長から警戒配備の決定、</p> <p>1注意配備 (1)配備伝達 <u>市長</u>から注意配備の決定、 2警戒配備 (1)配備伝達 <u>市長</u>から警戒配備の決定、</p> <p>(P3-15「表 配備要員体制の決定者」と整合がとれるよう修正。)</p>	225
2 2	3	2 2	<p>下記のとおり修正。</p> <p>3 災害救助法の適用手続き (2) 適用要請の特例</p> <p>災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。</p> <p>災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の<u>実施を待つことができないときは、</u>市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告<u>するものとする。</u></p> <p>(参考)</p> <p>災害救助法施行細則第五条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事の行なう救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。</p> <p>市町村長は、救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告するものとする。</p>	226
2 3	3	2 8	<p>下記のとおり修正</p> <p>第2 通信計画 1 情報収集・伝達体系</p> <p>【図 情報収集・伝達系統図】内の「防災情報システム」</p> <p>「<u>県</u>防災情報システム」</p>	227

24	3	31	<p>下記のとおり修正</p> <p>(2) 代替通信機能の確保</p> <p>(ア) 非常・緊急通話用電話の指定</p> <p>(イ) 非常・緊急通話の利用</p> <p>(災害時優先電話と非常・緊急通話(102番)との区分けが明確となるよう内容を見直し修正してください。)</p> <p>(参考)</p> <p>NTT西日本HP http://www.ntt-west.co.jp/info/saigai/3taisaku.html</p>	228
----	---	----	--	-----

2 5	3	6 3	<p>下記のとおり修正 「第1 災害警備計画 1 警備体制 2 災害発生時の警備活動</p> <p><u>第1 災害警備計画</u> <u>警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p><u>1 警備体制</u> <u>警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p><u>ア 連絡室</u> <u>震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等</u></p> <p><u>イ 対策室</u> <u>地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</u></p> <p><u>ウ 総合対策本部及び現地対策本部</u> <u>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</u></p> <p><u>2 災害警備活動要領</u></p> <p><u>ア 要員の招集及び参集</u></p> <p><u>イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>ウ 装備資機材の運用</u></p> <p><u>エ 通信の確保</u></p> <p><u>オ 負傷者の救出及び救護</u></p> <p><u>カ 避難誘導及び避難地区の警戒</u></p> <p><u>キ 警戒線の設定</u></p> <p><u>ク 災害の拡大防止と二次災害の防止</u></p> <p><u>ケ 報道発表</u></p> <p><u>コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護</u></p> <p><u>サ 死傷者の身元確認、遺体の収容</u></p> <p><u>シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u></p> <p><u>ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）</u></p> <p><u>セ 協定に基づく関係機関への協力要請</u></p> <p><u>ソ その他必要な応急措置</u></p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	229
2 6	3	8 9	<p>下記について修正 表 医療機関 日本赤十字社千葉県支部 千葉市中央区千葉港4-1 日本赤十字社千葉県支部 千葉市中央区千葉港<u>5-7</u></p>	230

27	3	116	下記のとおり修正 c. 協力を要請を行う。 c. 協力 の 要請を行う。	231																		
28	3	116	下記について修正 第4 緊急輸送 1 輸送車両等の確保 (2) 輸送車両等の確保 表 県の連絡先 <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>勤務時間内・外</u></th> <th>連絡先名称</th> <th>NTT 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 電話番号</th> <th>県防災 行政無線 FAX 番号</th> <th>NTT FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>勤務時間内</u></td> <td>消防地震防 災課</td> <td>043-223- 2175</td> <td>500-7361</td> <td>500-7298</td> <td>043-222-520 8</td> </tr> <tr> <td><u>勤務時間外</u></td> <td>消防地震防 災課</td> <td>043-223- 2178</td> <td>500-7225</td> <td>500-7110</td> <td>043-222-521 9</td> </tr> </tbody> </table>	<u>勤務時間内・外</u>	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	<u>勤務時間内</u>	消防地震防 災課	043-223- 2175	500-7361	500-7298	043-222-520 8	<u>勤務時間外</u>	消防地震防 災課	043-223- 2178	500-7225	500-7110	043-222-521 9	232
<u>勤務時間内・外</u>	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																	
<u>勤務時間内</u>	消防地震防 災課	043-223- 2175	500-7361	500-7298	043-222-520 8																	
<u>勤務時間外</u>	消防地震防 災課	043-223- 2178	500-7225	500-7110	043-222-521 9																	
29	3	129	下記について修正 第2款 自衛隊派遣要請計画 第3 災害派遣要請の手続き 2 災害派遣 の要請先 「表 自衛隊の連絡先」陸上自衛隊需品学校(松戸)の県防災行政無線電話 「631-723(当直)」 「63 6 -723(当直)」に修正。	233																		
30	4	6	下記について修正 4 り災証明書の発行 り災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 り災証明は、 <u>被災者生活再建支援法および</u> 災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。	234																		
31	4	8	下記について修正 第3 災害援護資金の貸付 「県は」 「 <u>千葉県市町村総合事務組合</u> は」	235																		
32	附	53	下記について修正 第3 災害時要援護者関連施設等対策 ウ 出火防止 消化器等の点検、緊急貯水等 <u>消火器</u> 等の点検、緊急貯水等	236																		